

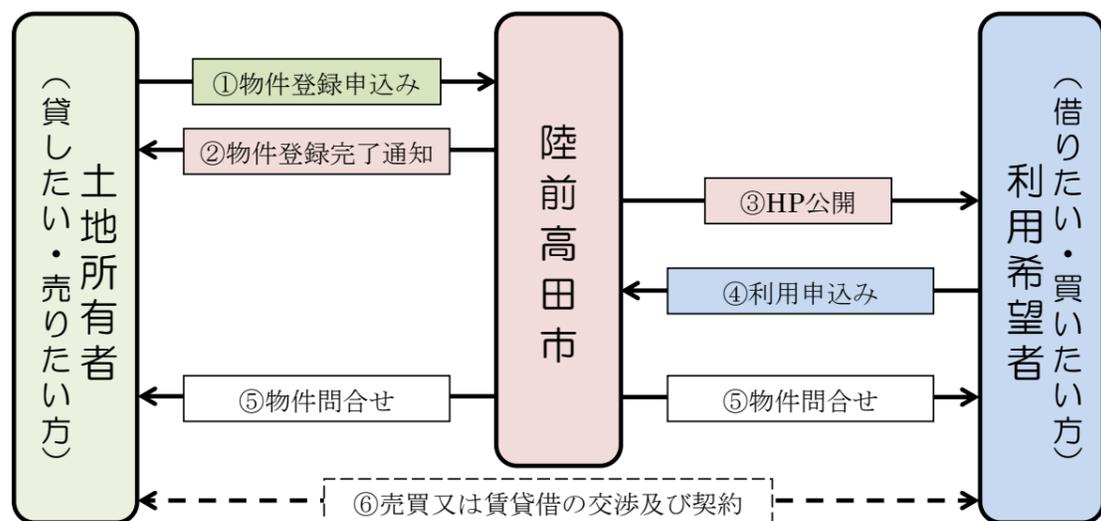
ニュース⑥

土地の利活用のご相談をお受けします。
<< 土地の利活用に関する相談窓口を設置しています >>

現在市では、区画整理事業で整備してきた土地の利活用を促進する取り組みを行っているところですが、土地の扱いにお困りの地権者や、土地利活用に関心のある事業者が気軽に相談できる「相談窓口」を下記のとおり開設しています。ぜひご利用ください。

「土地の利活用に関する相談窓口」

- 1 場所 陸前高田市チャレンジショップ事務所3 (陸前高田市高田町字荒町33番地)
2 電話受付時間 月~金 11:00~16:00 ※まずはご相談予約の電話をお願いします。
3 連絡先 (代表電話) 080-2842-0209
4 受託先 陸前高田ほんまる株式会社
5 概要
①かさ上げした土地の「借りたい/買いたい」のご相談をお受けします。
②土地の固定資産税の目安金額をご案内します。
③土地の地権者さんへは受託先がコンタクトします。



※土地利活用に関する相談は市役所4号棟2階、市街地整備課でも受付しています。

問い合わせ先

建設部都市計画課計画係 (内線302)
復興局市街地整備課区画整理係 (内線443・452)

復興News 陸前高田

<第57号>
令和2年1月発行
陸前高田市復興局

ニュース①

都市計画マスタープラン等の改定に関する説明会を開催します
<< 2月7日(金)午後7時~、2月8日(土)午前10時~ >>

本市の都市計画の基本方針を定める「都市計画マスタープラン」と「緑の基本計画」は、平成12年3月に策定し、当該計画に基づきまちづくりを推進してきましたが、東日本大震災後は、平成23年12月に策定した震災復興計画に基づき、復興まちづくりを推進してきました。
先に、まちづくり総合計画を策定したことに伴い、本市の現状を踏まえて都市計画マスタープラン及び緑の基本計画を改定するため、下記のとおり説明会を開催し、パブリックコメント(意見募集)を実施します。

記

【説明会】

- 1 日時 令和2年2月7日(金)午後7時~、2月8日(土)午前10時~
2 場所 陸前高田市役所東棟2階第7会議室
3 内容
(1) 陸前高田市都市計画マスタープランの改定について
(2) 陸前高田市緑の基本計画の改定について

【パブリックコメント(意見募集)】

- 1 期間 令和2年2月10日(月)~3月10日(火)
2 時間 午前8時30分~午後5時15分(土日祝日除く)
3 閲覧場所、コメント提出先
〒029-2292 陸前高田市高田町字鳴石42番地5

パブリックコメント用資料は市のホームページでもご覧いただけます。

問い合わせ先 建設部都市計画課計画係(内線302)

ニュース②

本丸公園整備に関する意見交換会、現地見学会を開催します
<< 2月8日(土)午後1時半~ >>

市では、本丸公園を市民に親しまれ、避難場所ともなる公園として整備することとしております。それに先立ち、意見交換会、現地見学会を下記のとおり開催します。

記

- 1 日時 令和2年2月8日(土)午後1時半~
2 場所 陸前高田商工会会議室 ※市役所ではありませんのでご注意ください。
3 内容(予定)
(1) 本丸公園の整備について
(2) 現地見学



問い合わせ先

建設部都市計画課計画係(内線302)

**ニュース③ 「いわて三陸復興見学会(気仙コース)」を開催しました(報告)**

平成28年度から岩手県と共催で開催している復興見学会を11月1日(金)に開催しました。  
 当日は、市内外から56名の方が参加し、9月に部分開園した高田松原津波復興祈念公園や高田海岸防潮堤、現在整備中の(仮称)高田松原運動公園、陸前高田市民文化会館などを見学しました。  
 高田松原津波復興祈念公園では、解説員による説明を受けながら東日本大震災津波伝承館を見学したほか、高田海岸防潮堤では、県の担当者から防潮堤の災害復旧事業や砂浜再生事業、松の植栽状況などについて説明がありました。また、かさ上げされた高田地区の交通広場周辺では、市の担当者からまちづくりの概要や野球場、サッカー場などからなる(仮称)高田松原運動公園の整備状況、芸術・文化活動の拠点となる陸前高田市民文化会館の整備状況について説明がありました。  
 見学会の様子、参加された皆さんからいただいた感想は以下のとおりです。

**いわて三陸復興見学会の様子**



東日本大震災津波伝承館

**【参加者の主な感想】**  
 ・震災時の映像・説明を聞き、改めて津波の恐ろしさを認識しました。  
 ・説明も分かりやすく、今後役立つものばかりでした。



かさ上げ地から(仮称)高田松原運動公園の整備状況を見学

**【参加者の主な感想】**  
 ・復興に向けた事業の進捗状況を知ることができ、有意義な見学会でした。  
 ・復興の様子がよくわかりました。たくさんの方々が集ってにぎわう街になってくれるよう祈っています。

**【参加者の主な感想】**  
 ・高田松原の再生には、長い年月がかかることがわかりました。  
 ・5年後、10年後の陸前高田を見てみたい。



高田海岸防潮堤



陸前高田市民文化会館

**問い合わせ先** 復興局復興推進課管理係(内線461)

**ニュース④ 土地区画整理事業地区内の土地の管理について(お願い)**  
 ≪適切な管理をお願いします≫

土地区画整理事業によりお引渡しした土地について、適正な管理をお願いします。  
 ◇適正に管理しないと近隣住民に迷惑をかけるおそれがあります。  
 ・雑草が繁茂し、害虫の発生や廃棄物の不法投棄場所になる可能性があります。  
 ・火災発生の原因につながります。  
 ・道路の見通しが悪くなり、交通事故の原因になります。



before

after

**問い合わせ先** 復興局市街地整備課区画整理係(内線443・452)

**ニュース⑤ 被災者生活再建支援金 基礎支援金の申請期限について**  
 ≪申請期限 令和2年4月10日≫

**被災者生活再建支援金とは**

東日本大震災等の大規模災害により、その居住する住宅が全壊・大規模半壊の被害を受けた世帯及び半壊被害を受けた世帯が、住宅を解体した場合に申請することができます。被害の程度と世帯構成に応じた金額が支給されます。

**半壊被害を受けたが解体していない方**

申請期限を過ぎると、解体しても基礎支援金を受給することができません。半壊被害を受けた方で解体を検討している方は、ご注意ください。

**大規模半壊被害を受けたが解体していない方**

申請期限を過ぎると、解体しても差額分(複数世帯50万円、単身世帯37.5万円)を受給できません。大規模半壊被害を受けた方で解体を検討している方は、ご注意ください。

**支援金の額**

住家の状況	複数世帯	単身世帯
全壊	100万円	75万円
解体(※)	100万円	75万円
大規模半壊	50万円	37.5万円

**申請に必要な書類**

り災証明書、住民票、申請者(世帯主)の預金通帳  
 ※ 解体の場合：滅失登記簿謄本又は解体証明書等

**その他の補助制度については、別の申請期限となっていますので詳しくは被災者支援室まで。**

※複数世帯とは2人以上の世帯のことです。

**問い合わせ先** 市民協働部被災者支援室(内線135)